

第3回

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議

資料

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の骨子(案)	p.1
新旧対照表	p.6
自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の骨子(案)の概要	p.9

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の骨子（案）

区分	内容	
1 目的	自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、愛知県(以下、「県」という。)、 <u>県民、自転車利用者その他関係者の責務</u> を明らかにするとともに、自転車に関わる交通事故の防止、及び人的被害の重大化防止並びに交通事故の被害者を救済するための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
2 定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
	1 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
	2 車両	法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
	3 自動車等	法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
	4 自転車利用者	道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)で、自転車を利用する者をいう。
	5 保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
	6 学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
	7 自転車利用事業者	人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
	8 自転車貸付事業者	自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を行う者をいう。
	9 自転車小売事業者	自転車の小売を業とする者をいう。
	10 交通安全関係団体	県民等の組織する交通安全に関する活動を行う団体をいう。
11 自転車損害賠償責任保険等	自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。	
3 基本理念	自転車の安全で適正な利用は、自転車が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、環境負荷の低減、県民の健康増進、観光の振興、災害時における交通機能の維持等に資するものであるとの基本的認識の下で、県、 <u>県民、自転車利用者その他関係者</u> がそれぞれの責務を果たし、自転車に関わる交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。	
4 県の責務	1 県は、	<u>前条に定める</u> 基本理念にのっとり、自転車利用者、 <u>県民、事業者、学校、交通安全関係団体</u> 、市町村及び国と相互に連携し、協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、実施するものとする。
	2 県は、	関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進するものとする。
5 県民の責務	県民は、	自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、 <u>学校</u> 、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

区分		内容	
6	自転車利用者の責務	1	自転車利用者は、 自転車は車両であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、歩行者又は他の車両の通行に配慮する等自転車を安全で適正に利用しなければならない。
		2	自転車利用者は、 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。
7	自転車利用事業者等の責務	自転車利用事業者及び自転車貸出事業者は、	その事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
8	保護者の責務	保護者は、	その監護する未成年者に対し、自転車は車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
9	学校の長の責務	学校の長は、	その児童、生徒又は学生に対し、自転車は車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
10	事業者の責務	事業者は、	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車は車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
11	自動車等運転者の責務	自動車等の運転者は、	自転車は車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。
12	交通安全関係団体の責務	1	交通安全関係団体は、 交通安全に関する法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組に努めるものとする。
		2	交通安全関係団体は、 県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。
13	点検整備等による安全で適正な車両管理の実施	1	自転車利用者は、 その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
		2	保護者は、 その監護する未成年者を乗車させる自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
		3	自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、 その事業の用に供する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
14	自転車交通安全教育等の促進	1	県は、 県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育(以下、「自転車交通安全教育」という。)を実施するものとする。
		2	県は、 学校及び市町村、交通安全関係団体等が行う自転車交通安全教育を促進するため、情報提供や助言その他必要な支援を行うものとする。
		3	自転車利用事業者は、 その事業活動において自転車を利用する者に対し、自転車交通安全教育又は自転車の安全で適正な利用に関する情報提供等を行うよう努めなければならない。

区分		内容	
14	自転車交通安全教育等の促進	4	自転車貸付事業者は、 自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。
		5	保護者は、 その監護する未成年者に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
		6	学校の長は、 その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
		7	事業者は、 通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
		8	自転車小売事業者は、 自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供及び啓発を行うよう努めるものとする。
		9	交通安全関係団体は、 自転車利用者に対し、自転車交通安全教育を行うとともに、各主体が行う自転車交通安全教育に対し、情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。
15	自転車乗車用ヘルメットの着用	1	自転車利用者は、 自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。
16	自転車乗車用ヘルメットの着用促進	1	県は、 自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、普及啓発及び情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
		2	自転車利用事業者は、 その事業活動において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
		3	自転車貸付事業者は、 自転車を貸し付けるときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
		4	保護者は、 その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
		5	65歳以上の高齢者の親族又は高齢者と同居する者は、 その高齢者が自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
		6	学校の長は、 通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
		7	事業者は、 通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
		8	自転車小売事業者は、 自転車を販売するときは、当該自転車を購入する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用を助言するよう努めるものとする。
		9	交通安全関係団体は、 自転車利用者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。

区分	内容	
17	自転車損害賠償責任保険等への加入	<p>1 自転車利用者(未成年者を除く)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者は、<u>その</u>監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>3 自転車利用事業者は、<u>その</u>事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>4 自転車貸付事業者は、<u>その貸付の用に供する自転車の利用に係る</u>自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p>
18	自転車損害賠償責任保険等への加入促進	<p>1 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、関係機関と連携し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 自転車小売事業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めるものとする。</p> <p>3 学校の長は、通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。</p> <p>5 交通安全関係団体は、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。</p>

新旧対照表

県条例のあり方			県条例の骨子（案）			
区分	内容		区分	内容		
目的	自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、愛知県(以下、「県」という。)、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車に関わる交通事故の防止、及び人的被害の重大化防止並びに交通事故の被害者を救済するための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。		1	目的	自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、愛知県(以下、「県」という。)、 県民、自転車利用者その他関係者の責務 を明らかにするとともに、自転車に関わる交通事故の防止、及び人的被害の重大化防止並びに交通事故の被害者を救済するための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
定義			2	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
	自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。	修正	1 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号。 以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。	
	県民等	県内に居住、通勤、通学又は滞在する者をいい、県内を通過する者を含む。	削除、新設	2 車両	法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。	
	事業者	事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。	削除、新設	3 自動車等	法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。	
	自転車利用者	道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)で、自転車を利用する者をいう。		4 自転車利用者	道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)で、自転車を利用する者をいう。	
	保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。		5 保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。	
	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。		6 学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。	
	自転車利用事業者	事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。		7 自転車利用事業者	人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。	
	自転車貸付事業者	自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を行う者をいう。		8 自転車貸付事業者	自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を行う者をいう。	
	自転車小売業者	自転車の小売を業とする者をいう。		9 自転車小売事業者	自転車の小売を業とする者をいう。	
	交通安全推進団体等	交通安全に関する活動を行う団体および自転車の適正な利用の促進に関する活動を行う団体	修正	10 交通安全関係団体	県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体をいう。	
自転車損害賠償責任保険等	自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。	修正	11 自転車損害賠償責任保険等	自転車の運行によって 他人 の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。		
基本理念	自転車の安全で適正な利用は、自転車が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、環境負荷の低減、県民の健康増進、観光の振興、災害時における交通機能の維持等に資するものであるとの基本的認識の下で、 県、自転車利用者等 がそれぞれの責務を果たし、自転車に関わる交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。		3	基本理念	自転車の安全で適正な利用は、自転車が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、環境負荷の低減、県民の健康増進、観光の振興、災害時における交通機能の維持等に資するものであるとの基本的認識の下で、 県、県民、自転車利用者その他関係者 がそれぞれの責務を果たし、自転車に関わる交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。	
各主体の基本的な責務	県	・ 基本理念 にのっとり、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全推進団体等、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、実施するものとする。	修正	4	県の責務	1 県は、 前条に定める基本理念 にのっとり、自転車利用者、県民、事業者、 学校 、交通安全関係団体、市町村及び国と相互に連携し、協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、実施するものとする。
		・関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進するものとする。		2 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進するものとする。		
	県民等	自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。	修正	5	県民の責務	県民は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、 学校 、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

区分		内容		区分	内容	
各主体の基本的な責務	自転車利用者	・道路交通法その他の法令を遵守するものとする。 ・車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、歩行者又は他の車両の通行に配慮する等安全に利用しなければならない。	修正	6	自転車利用者の責務	1 自転車利用者は、 自転車が車両であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、歩行者又は他の車両の通行に配慮する等自転車を安全で適正に利用しなければならない。
		・自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。				2 自転車利用者は、 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。
	自転車利用事業者・自転車貸付事業者	・自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。	修正	7	自転車利用事業者等の責務	1 自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、 その事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
	保護者	・監護する未成年者に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない。	修正	8	保護者の責務	保護者は、 その監護する未成年者に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
	学校の長	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、児童、生徒又は学生に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない。	修正	9	学校の長の責務	学校の長は、 その児童、生徒又は学生に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
	事業者	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない。	修正	10	事業者の責務	事業者は、 通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。
			新設	11	自動車等運転者の責務	自動車等の運転者は、 自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。
交通安全推進団体等		・交通安全に関する法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組に努めるものとする。	修正	12	交通安全関係団体の責務	1 交通安全関係団体は、 交通安全に関する法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組に努めるものとする。
		・県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。	修正			2 交通安全関係団体は、 県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。
自転車利用者	・利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	区分新設、修正	13	点検整備等による安全で適正な車両管理の実施	1 自転車利用者は、 その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	
保護者	・監護する未成年者を乗車させる自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	区分新設、修正			2 保護者は、 その監護する未成年者を乗車させる自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	
自転車利用事業者・自転車貸付事業者	・事業の用に供する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	区分新設、修正			3 自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、 その事業の用に供する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。	
の自転車交通安全教育	県	・県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育(「以下、自転車交通安全教育」という。)を実施するものとする。		14	自転車交通安全教育等の促進	1 県は、 県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育(以下、「自転車交通安全教育」という。)を実施するものとする。
		・学校及び市町村、交通安全推進団体等が行う自転車交通安全教育を促進するため、情報提供や助言その他必要な支援を行うものとする。	修正			2 県は、 学校及び市町村、交通安全関係団体等が行う自転車交通安全教育を促進するため、情報提供や助言その他必要な支援を行うものとする。
	自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用する者に対し、自転車交通安全教育又は自転車の安全利用に関する情報提供等を行うよう努めなければならない。	修正			3 自転車利用事業者は、 その事業活動において自転車を利用する者に対し、自転車交通安全教育又は自転車の安全で適正な利用に関する情報提供等を行うよう努めなければならない。

区分		内容		区分		内容	
自転車交通安全教育の促進	自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車の安全利用に関する情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。	修正	14	自転車交通安全教育等の促進	4	自転車貸付事業者は、 自転車を利用するときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。
	保護者	監護する未成年者に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。	修正			5	保護者は、 その監護する未成年者に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
	学校の長	児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。	修正			6	学校の長は、 その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
	事業者	通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。				7	事業者は、 通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
			新設			8	自転車小売事業者は、 自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供及び啓発を行うよう努めるものとする。
交通安全推進団体等	・ 自転車利用者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 ・ 各主体が行う自転車交通安全教育に対し、情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。			9	交通安全関係団体は、 自転車利用者に対し、自転車交通安全教育を行うとともに、各主体が行う自転車交通安全教育に対し、情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。		
乗車用ヘルメットの着用促進	自転車利用者	自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。	区分新設	15	自転車乗車用ヘルメットの着用	1	自転車利用者は、 自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。
	県	乗車用ヘルメットの着用を促進するため、普及啓発及び情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。				16	自転車乗車用ヘルメットの着用促進
	自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。			2	自転車利用事業者は、 その事業活動において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	
	自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。			3	自転車貸付事業者は、 自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。	
	保護者	監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。			4	保護者は、 その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	
	高齢者の親族又は高齢者と同居する者	高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。	修正		5	65歳以上の高齢者の親族又は高齢者と同居する者は、 その高齢者が自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。	
	学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。			6	学校の長は、 通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。	
	事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。			7	事業者は、 通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。	
	自転車小売業者	自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、乗車用ヘルメットの着用を助言するよう努めるものとする。			8	自転車小売事業者は、 自転車を販売するときは、当該自転車を購入する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用を助言するよう努めるものとする。	
交通安全推進団体等	自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。	修正		9	交通安全関係団体は、 自転車利用者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。		

区分		内容		区分		内容	
自転車損害賠償責任保険等の加入促進	自転車利用者(未成年者を除く)	自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	区分新設	17	自転車損害賠償責任保険等への加入	1 自転車利用者(未成年者を除く)は、	自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
	保護者	監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	区分新設、修正		2 保護者は、	その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	
	自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	区分新設、修正		3 自転車利用事業者は、	その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	
	自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	区分新設、修正		4 自転車貸付事業者は、	その貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	
	県	自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、関係機関と連携し、自転車保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。	修正	18	自転車損害賠償責任保険等への加入促進	1 県は、	自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、関係機関と連携し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
	自転車小売業者	・自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。 ・当該自転車を購入しようとする者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。			2 自転車小売事業者は、	自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めるものとする。	
学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。	3 学校の長は、			通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。		
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。	4 事業者は、			通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。		
交通安全推進団体等	自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。	5 交通安全関係団体は、			自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。		

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の骨子(案)の概要

目的 自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、愛知県、県民、自転車利用者その他関係者の責務を明らかにするとともに、自転車に関わる交通事故の防止、及び人的被害の重大化防止並びに交通事故の被害者を救済するための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念 自転車の安全で適正な利用は、自転車が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、環境負荷の低減、県民の健康増進、観光の振興、災害時における交通機能の維持等に資するものであるとの基本的認識の下で、県、県民、自転車利用者その他関係者がそれぞれの責務を果たし、自転車に関わる交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

		自転車が関わる交通事故の防止			人的被害の重大化防止	交通事故の被害者救済
		各主体の基本的な責務	点検整備等による安全で適正な車両管理の実施	自転車交通安全教育(以下、「教育」)の促進	自転車乗車用ヘルメットの着用、着用の促進	自転車損害賠償責任保険等(以下、「保険等」)への加入、加入の促進
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> 基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用を促進する総合的な施策を策定・実施するものとする 自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進するものとする 	-	<ul style="list-style-type: none"> 県民への教育を実施するものとする 学校・市町村・交通安全関係団体等の教育を促進のための情報提供・助言、他必要な支援を行うものとする 	ヘルメットの普及啓発及び情報提供その他必要な措置を講ずるものとする	関係機関と連携し、情報提供、啓発その他必要な措置を講ずるものとする
自転車利用者等	自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> 自転車が車両であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、歩行者・他の車両の通行に配慮する等自転車を安全で適正に利用しなければならない。 知識と技能の習得に努めるものとする 	自転車の定期点検・整備、反射材の装着等の交通事故防止対策、盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない	-	ヘルメットの着用を努めなければならない	保険等に加入しなければならない【義務】
	保護者 監護する未成年者に対する責務	自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない		発達段階に応じた教育を行うよう努めなければならない	監護する未成年者が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない	
	自転車利用事業者	事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない		事業活動で自転車を利用する者に対し、教育又は情報提供を行うよう努めなければならない	事業で自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない	
関連事業者	自転車貸付事業者	-	貸し付けた自転車を利用する者に対し、情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする	自転車を貸し付けるときは、ヘルメットを着用させるよう努めるものとする	-	
	自転車小売業者	-	自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供及び啓発を行うよう努めるものとする	自転車を購入する者に対し、ヘルメットを着用を助言するよう努めるものとする	自転車を購入する者へ、保険等の加入の有無を確認し、情報提供するよう努めるものとする	
	県民等	自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする				
地域社会	自動車等運転者	自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない	-	-	-	-
	学校長 児童・生徒・学生に対する責務	自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない	-	発達段階に応じた教育又は啓発を行うよう努めなければならない	通学で自転車を利用する児童・生徒・学生に対し、ヘルメットを着用させるよう努めるものとする	通学で自転車を利用する児童・生徒・学生に対し、保険等加入の有無を確認し、情報提供に努めなければならない
	事業者 通勤で自転車を利用する従業員に対する責務	自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない	-	教育又は啓発を行うよう努めなければならない	ヘルメットを着用させるよう努めるものとする	保険等加入の有無を確認し、情報提供に努めなければならない
	高齢者の親族等 親族・同居者の高齢者に対する責務	-	-	-	高齢者が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めるものとする	-
	交通安全関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全利用の取組に努めるものとする 県・市町村の施策への協力に努めるものとする 	-	自転車利用者に対し、教育を行うとともに、各主体が行う教育に対し、情報提供や助言等を行うよう努めるものとする	自転車利用者に対し、ヘルメット着用促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする	自転車利用者に対し、保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする